

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見募集について

令和5年3月31日
経済産業省
貿易経済協力局
安全保障貿易管理政策課
安全保障貿易管理課
安全保障貿易審査課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる技術の提供については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第25条第1項に基づき、また、貨物の輸出については、同法第48条第1項に基づき、経済産業大臣の許可を受ける義務を課しており、許可を要する具体的な技術及び貨物の種類については、外国為替令（昭和55年政令第260号）別表、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第一、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）において、規定しています。

国際的な安全保障環境が厳しさを増すなか、軍事転用の防止を目的として、ワッセナー・アレンジメントを補完するとともに、半導体製造装置に関する関係国の最新の輸出管理動向なども総合的に勘案し、特定の貨物及び技術を輸出管理の対象に追加することとしました。このため、対象となる貨物及び技術の仕様等を追加する改正を行うとともに、所要の手續等を定めることとします。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

【省令】

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案

【通達】

- 輸出貿易管理令の運用についての一部改正案
- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部改正案
- 包括取扱要領の一部改正案

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間

令和5年3月31日（金）～令和5年4月29日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから提出ください。

(2) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

○件名を「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見」として下さい。

○メールアドレス：bzl-anpokanripb@meti.go.jp

(3) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済協力局 安全保障貿易管理政策課

パブリックコメント担当 宛て

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

○皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

○提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。

ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

○御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	